

# 各種振興法の概要

法律名	山村振興法	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律	過疎地域自立促進特別措置法	離島振興法	半島振興法
公布・改正年	昭和40年法律第64号 改正平成13年法律第153号	平成5年法律第72号 改正平成12年法律第73号	平成12年法律第15号 改正平成14年法律第1号	昭和28年法律第72号 改正平成7年法律第90号	昭和60年法律第63号 改正平成7年法律第14号
目的	国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村が産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある実状にかんがみ、山村振興の目標を明らかにするとともに、山村振興に関する計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に必要な措置を講ずることにより、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的とする。	過疎化、高齢化の進展等が顕著な中山間地域(特定農山村地域)の活力を回復するため、地域における創意工夫を生かしつつ、農林業その他の事業の活性化のための基盤整備を促進するための措置を講ずることにより、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図り、もって豊かで住みよい農山村の育成に寄与することを目的とする。	人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。	我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島について、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある状況を改善するとともに、離島の地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、地域における創意工夫を生かしつつ、その基礎条件の改善及び産業振興等に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等離島の振興のための特別の措置を講ずることによって、その離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与することを目的とする。	三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域と比較して低位にある半島地域について、広域のかつ総合的な対策を実施するために必要な特別な措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もって地域住民の生活の向上と国土の均衡ある発展に資することを目的とする。
要件	1960年農林業センサスに基づく林業調査の結果による当該旧市町村の区域に係る 林野率が75%以上、かつ人口密度が1.16人/ha未満であり、当該旧市町村の公共施設等の整備が十分に行われていないため、当該旧市町村の区域における経済力の培養及び住民の福祉の向上が阻害されていること。(旧市町村単位で指定)	1. 市町村単位 次の 、 、 及び の要件をすべて満たすこと 地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利であること(aまたはbを満たす) a 全耕地面積に占める急傾斜耕地面積の比率が高いこと (傾斜度1/20以上の田または傾斜度15度以上の畑の面積が50%以上) b 林野率が75%以上であること 土地利用状況、農林業従事者数等から農林業が重要な事業であること(aまたはbを満たす) a 農林業従事者割合が10%以上であること b 農林地率が81%以上であること 3 大都市圏の既成市街地等でないこと 人口が10万人未満であること 2. 旧市町村単位(昭和25年2月1日現在の市町村の区域) 市町村単位で1. を満たし、かつ旧市町村単位で1. 及び を満たすこと	人口要件、財政力要件ともに充足すること。 1. 人口要件: 以下のいずれかに該当する市町村 S35～H7の35年間人口減少率が30%以上 S35～H7の35年間人口減少率が25%以上、かつ高齢者比率(65歳以上)24%以上 S35～H7の35年間人口減少率が25%以上、かつ若年者比率(15-29歳)15%以下 * ~ の場合は、S45～H7の25年間で10%以上人口増加の団体は除く。 S45～H7の25年間人口減少率が19%以上 2. 財政力要件: 平成8年度～平成10年度の3ヶ年平均の財政力指数が0.42以下、かつ、公営競技収益が13億円以下。	1 外海離島 外海に面し、本土との交通が不安定で、本土との最短航路距離が5km以上、人口が100人以上等 2 内海離島 定期航路の寄港回数が1日3回以下で、本土との最短航路距離が10km以上、人口が100人以上等 3 離島一部地域 外海又は内海島しょのうち、定期航路の寄港回数が1日3回以下で主要定期乗合自動車の運行回数が1日3回以下等	1. 2以上の市町村の区域からなり、一定の社会的経済的規模を有する地域 2. 高速自動車国道、空港等の高速輸送に係る施設その他の公共的施設の整備について他の地域に比較して低位にある地域 3. 産業の開発の程度が低く、雇用の増大を図るため企業の立地の促進等の措置を講ずる必要がある地域 一体として総合的な半島振興に関する措置を講ずることが適当であると認められる地域
主な措置	・基幹道路の都道府県代行制度 ・課税の特例 ・地方税の不均一課税に伴う措置 ・農林漁業金融公庫、住宅金融公庫等からの資金の貸付け ・情報の流通、通信体系の充実 ・医務の確保 ・高齢者福祉の増進 ・地域文化の振興等	・農業協同組合及び森林組合の連携 ・土地改良法の特例 ・課税の特例 ・地方税の不均一課税に伴う措置 ・地方債の特例等 ・農業生産の基盤及び林業生産の基盤の一体的な整備及び開発の促進 ・農地法等による処分についての配慮 ・国有林野の活用等 ・生活環境の整備	・都道府県代行制度 ・基幹道路、公共下水道(基幹管渠等) ・国の負担又は補助の割合の特例 ・教育施設(統合小中学校校舎等)、保育所、消防施設 ・過疎地域自立促進のための地方債 ・医療の確保 ・高齢者の福祉の増進 ・交通の確保 ・情報の流通、通信体系の充実 ・教育の充実 ・地域文化の振興等 ・農地法等による処分についての配慮 ・国有林野の活用 ・情報の流通、通信体系の充実 ・農林漁業金融公庫、住宅金融公庫等からの資金の貸付け ・中小企業に対する資金の確保 ・事業用資産の買換えの場合の課税の特例	・国の負担又は補助の割合の特例 ・港湾施設、空港施設、教育施設等 ・地方債の配慮 ・医療の確保等 ・交通の確保 ・情報の流通の円滑化及び通信体系の充実 ・農林水産業の振興 ・教育の充実 ・地域文化の振興 ・地域間交流の促進 ・税制上の措置 ・地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置 ・自然公園法や農地法等における手続きに関する運用面の配慮	・地方債についての配慮 ・半島循環道路等の整備 ・基幹的市町村道の整備等 ・地方税の不均一課税に関する措置 ・小型空港の整備促進への配慮等 ・情報の流通、通信体系の充実 ・高齢者の福祉の増進 ・地域文化の振興等 ・税制上の措置 ・地方税の不均一課税に伴う措置